

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		(社)新都市ハウジング協会、(社)日本鋼構造協会、一般財団法人新構造システム建築物普及センター(仮称)				
提案プロジェクト名		新構造システム建築物による社会資産建築システムを用いた災害復興モデル街区の構築				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)		この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1	新基盤建築に対する整備費補助事業制度の創設	復興新市街地の基盤となる新基盤建築の整備(インフラ整備を含む)は、市街地復興の主体となるとともに、後の地域活性化を支える社会資本ともなるため、国費を用いた補助制度による整備が妥当と考えられる。整備にあたり必要となる、測量試験費(測量費、地質調査費、設計事務費等)、権利変換費用、建設工事費用等に対する国の補助制度(補助・助成、交付金等)の実施が望まれる。		震災復興モデル街区における基本検討及び試設計の実施		
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)		この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1	新基盤建築上部における復興住宅等の建設行為に伴う融資制度の創設	復興街区において、早期の復興を促進させるために、新基盤建築上部に新たに建設される復興住宅(民間の戸建て住宅、アパート、商店、店舗併用住宅等)、公共施設(庁舎、公民館、防災広場、その他防災施設等)に関する建設費に対する低利かつ長期の融資制度の創設が望まれる。		新基盤建築上の個別建設行為全般(特定の事業は無し)		
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
1	復興特区の指定による、高強度鋼F値に関する大臣の特認	現在は、高強度鋼を用いる際に使用する構造計算用基準強度のF値が未指定であることから、時刻歴応答解析等構造計算に非常に時間と手間が掛かる状況にある。早期の復興を促進するために、復興特区において高強度鋼のF値の大臣指定をいただき、限界耐力計算法等により構造計算が可能となるよう、特例的措置を認めていただけることが望まれる。	建築基準法	国土省建築指導課	高強度鋼HSA700を用いた構造設計にあたってのF値利用環境整備	
2	復興特区の指定による、基準法上の取り扱いに関する特認	現行の建築基準法は、「敷地(土地)」と建設される「建築物」という敷地一建物の関係が前提とされているが、複数の土地にまたがって(あるいは上空に)建設される新基盤建築、及びこの上に建設される個々の建築物は、上記前提条件を大きく逸脱するため、基準法の諸規定に適合させることが難しい。同様に、施工も段階的に行われることが予想されるため、現行の確認、検査の仕組みには乗りにくい。また、基準法集団規定に関しても、土地の地盤面を起点とする規制が多く、街区単位で新たな地盤面(基盤面)上に建築を行う社会資産建築システムの考え方には馴染みにくい面が多い。これらの適用方法を検討し、法整備を行う時間的余裕がないため、復興特区において、特例的措置を認めていただけることが望まれる。	建築基準法、消防法、都市計画法	国土省建築指導課	新基盤建築に関する法的環境整備	
3	新基盤建築上への区分地上権の設定手法の整備と法的環境整備	早期に災害復興を果たすため、従前の土地に対する権利関係を残したまま、区分地上権という形で新基盤上に置き換える権利変換手法を採ることを想定しており、これを定めた法律が無いため、復興特区において特例的措置を認めていただけることが望まれる。	民法、所有・利用に係る関連法制度等	法務省	新基盤建築に関する法的環境整備	
(d) 取組に必要なその他の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)		この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1	コンソーシアムの運営に対する助成	本事業に当たっては、新都市ハウジング協会が母体となり、ゼネコン、都市計画・設計コンサルタント、製鉄メーカー等による一般財団法人を設立し、事業に取り組むことを想定している(数十社程度)。この一般財団法人並びに検討主体となる委員会、部会等の運営費用、事務局費用に関し、支援・助成が望まれる。		事業全般の運営に関して		
(e) 税制のグリーン化						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1	新基盤建築および、区分地上権に置き換えられた土地所有権等に対する税制の特認	旧来の土地、建物に対して課される税金(固定資産税等)に関し、新たな新基盤建築、およびその上に設定される区分地上権を前提とし、課税対象の明確化と税制の特例、特認等が望まれる。	固定資産税等	新基盤建築上に設定された区分地上権に関する税制上の取り扱い環境整備		
② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)						
番号	求める措置の具体的内容 ^{※1} (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)		この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}	
1						

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。